

8/15 月

生活保護「破壊」④

大阪市 要保護行政の実態

大阪市浪速区の30代の男性は、病氣で働けず生活に困窮し、昨年10月に生活保護を申請しました。男性に同区は熱心に求職活動を行い、継続的かつ自立を目指した仕事に就くこと」等と記した「助言指導書」を交付し、仕事に就くことを求めました。男性は体調不良の中、ハローワーク等で求職活動（5日間で6件）を行い、面接も1社受けました。が仕事に就くことができませんでした。同区は、「稼働（働く）能力不活用」として申請を却下しました。

その後、弁護士が同行し、保護が開始されましたが、検診で「パニック障害・外出恐怖症」と診断されました。男性は「病氣のことも聞かれず、仕事を探す交通費もない。体調も悪く歩くだけで動け（どうき）」がした。ケース

は、病氣で働けず生活に困窮し、昨年10月に生活保護を申請しました。男性に同区は熱心に求職活動を行い、継続的かつ自立を目指した仕事

に訴えても取り合わなかった。餓死するかも知れません。

就労を指示し

大阪市は、2011年に作成した「保護申請時ににおける就労にかかる助言指導のガイドライン」に基づいて、「助言指導書」を使って、生活保護を申請した15歳から64歳の稼働年齢層に仕事を探すよう指導。その活動を報告させ、努力不足と役所がみなせば却下できるようにしました。橋下市長になつてこの運用が強

めがあったとき」に「要保護者からの相談に応じて行うものです。

大阪市の生活保護行政に関する本紙の報道に対しても、大阪市は「本市独自で作成した『ガイドライン』は、国の通

知に従つて、申請時の助言指導の手順を示したものであり、決して違法なものではない」との見解を表明しています。

しかし、橋下市長は「今の国

厚生労働省も自治体向け説明会（13年12月10日）で、「ハローワークでの具体的な求職活動の指導等は、保護の開始決定前には認められない」から「不適切」であると指摘しています。

大阪市生活保護行政問題全国調査団の小久保哲郎弁護士は「東京高裁や大阪地裁の判決でも、求職活動について『最低限度必要とされる程度の努力を行う意思』が認められれば、『一般的な社会的規範に照らして不十分な又は難のあるもの』であっても認めるべきだとしている」と指摘。「大阪市の対応には大変問題がある」と強調し、ガイドラインの速やかな廃止を求めています。（つづく）

浪速区役所と交渉する調査団
人たち（5月29日、大阪市）

市長「ルール違反」認める



ルール違反といつとこうがあります」「ハローワークで求職活動して、いついつまでに就職すること」というのは、今のルールでは認められない（6月25日、記者団の質問）と認めています。